

第3 各論

1 企業組合から労働者協同組合に組織変更した場合

(1) 概要

この法律の施行の際現に存する企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、組合になることができる（法附則第4条）。

企業組合から労働者協同組合に組織変更（法附則第4条）した場合について、法附則第9条の規定に基づき、企業組合の組織変更の際して準備金として計上すべき額等に関する規定が設けられている。

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）附則

（準備金として計上すべき額等）

第九条 企業組合の組織変更の際して準備金として計上すべき額その他企業組合の組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(2) 資本剰余金の具体的な内容等

資本剰余金（大分類：純資産の区分）について

労働者協同組合には、制度上、資本準備金（中分類）（①加入金（小分類）、②増口金（小分類））はない。①加入金、②増口金（ぞうくちきん）とは、出資一口当たりの持分調整金のこと。出資一口当たりの持分額（組合の正味財産の価額を出資総口数で除した額）は、変化するため、原始加入者以外の者が、新たに加入する場合や増口をする場合には、持分を調整する必要があるため、加入金や増口金を徴収することがある。加入金及び増口金は、組合員が加入後、短期間に脱退をした場合に、出資金以上の払い戻しを受けることを防止するためであるが、企業組合と異なり、労働者協同組合は、法第16条第1項において、払い戻し請求可能額を、払込済出資額を限度としているため、労協法制上、①加入金、②増口金はない。

企業組合に、①加入金、②増口金がある場合、組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断とする。引き継ぐ場合は新設の小分類「移行時剰余金」（企業組合から労協組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り）に計上することが考えられる。

資本剰余金（中分類）、出資金減少差益（小分類。出資金の減少によって生じた差益を処理する。）は、労働者協同組合についても該当がある。組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断となる。

大分類：純資産（労働者協同組法制上、加入金及び増口金はない。）

区分	中分類	小分類	留意事項等
資本剰 余金	資本準備金	加入金	出資一口当たりの持分調整金
		増口金	出資一口当たりの持分調整金
	資本剰余金	出資金減少 差益	出資金の減少によって生じた差益 を処理する。
		移行時剰余 金（新設）	企業組合から労協組合へ組織変更 した場合の企業組合時代の資本準備 金の残り

（3）企業組合からの組織変更の流れ

組織変更の流れ図中⑥のとおり、組合の行政庁のみならず、企業組合の行政庁にも組織変更した旨の届出が必要である（別添 組織変更に係る様式例参照）。

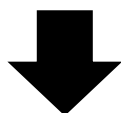
令和4年10月1日以降

<根拠法・条文等>

① 組織変更の議決総会招集の通知（総会の2週間前）

- ・「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と合わせて通知する

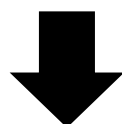
（労協法附則第5条
・中協法第49条第1項）



② 組織変更の議決総会の開催

- ・「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画について、総会の議決により承認する。議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による**特別決議**を必要とする。

（労協法附則第5条
・中協法第53条）



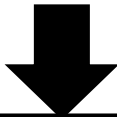
（次ページへ続く）

③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告

- ・ 組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
- ・ 組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報公告し、かつ、知っている債権者に対し格別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、格別の催告は不要）。

※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

（労協法附則第6条）



組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効力は生じない。

（労協法附則第11条第1項・同条第3項）



④ 新法人の組合員加入をする者へ「組織変更後組合」の出資の割当て

（労協法附則第8条）



⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・ 効力発生日から2週間以内に、法務局へ企業組合の登記、組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。
- ・ 効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

（労協法附則第15条第1項、第12条・労協法第27条・労協令第3条第1項）



(次ページへ続く)

<根拠法・条文等>

⑥ 組織変更の届出

- ・企業組合を管轄する行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わないものにあつては、管轄都道府県知事。財務大臣の所管する事業を行うものについては中協法第 111 条第 1 項参照）に対し、遅滞なく、組織変更の届出
- ・労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から 2 週間以内に、組織変更の届出。

(労協法附則第 12 条・
労協法第 27 条・第 132 条
・中協法第 111 条第 1 項)

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（労協法附則第 5 条第 4 項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日
- ⑧ その他、厚労省令で定める事項